

令和6年度 仙台市自転車用ヘルメットモニター事業実施要項

1 目的

警察庁によると、自転車乗用中の交通事故の死亡者の約6割が頭部に致命傷を負っており、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用者に比べて令和元年から令和5年までの5年間の合計で約1.9倍高くなっている。

また、令和5年度に警察庁が実施した全国調査によれば、本市を含む宮城県のヘルメット着用率は10.8%に留まっており、未だヘルメット着用は市民生活に定着していない状況にある。

そのため、市内自転車事故の学職別割合が最も高くなっている高校生から自転車用ヘルメットモニターを募集し、自転車利用時にヘルメットを着用していただくことで、高校生のヘルメット着用意識の向上を図るとともに、ヘルメット着用等にかかるアンケートを実施し、その結果を今後の市の取り組みの検討に活用するもの。

2 事業内容

- (1) モニター人数 250名
- (2) モニターの活動内容
 - ア 自転車乗車時におけるヘルメットの着用
 - イ 市が作成するアンケートへの回答
- (3) モニター期間
モニター決定通知送付の日から2025年3月31日（月）
- (4) 支給品
自転車用ヘルメット（1名につき1個）

3 応募要件

「自転車用ヘルメットモニター」は、次の(1)～(5)のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 仙台市内在住の高校生又は仙台市内の高校に通学している高校生であること
- (2) 応募時点で自転車用ヘルメットを持っていないこと
- (3) モニター期間終了後も自転車利用時にヘルメットの着用に努めること
- (4) 支給されたヘルメットを転売しないこと（モニター期間終了後含む）
- (5) 2（2）の活動内容を確実に実施できること

4 応募について

- (1) 応募方法
3の応募要件を全て満たし、ヘルメット着用モニターを希望する者は、以下URL内の「仙台市自転車用ヘルメットモニター応募申請フォーム」より氏名、住所、生年月日など必要事項を入力し、電子申請で提出するものとする。
- (2) 応募期間
2024年6月17日（月）～2024年7月17日（水）17時までとする。
- (3) 選考とモニターの決定
応募期間終了後、「3応募要件」を満たしているか審査（予定人数を上回った場合は、抽選により決定）し、市が着用モニターを決定する。
モニターとして決定した方には、2024年8月中旬までに決定通知を送付する

(4) URL

<https://www.city.sendai.jp/jitensha/kurashi/anzen/anzen/kotsu/jitensha/herumetto.html>

(5) その他

- ア 応募等に係る経費（通信費等）は応募者が負担することとする
- イ 応募者1名につきヘルメット1個までの応募を上限とし、同一応募者による複数の申請は原則無効とする
- ウ 入力漏れなど不完全な応募申請の場合は原則無効とする

5 アンケート

アンケートは以下のとおり電子媒体を利用して計3回実施するものとし、市よりモニターの方へ送付する。モニターの方は指定された期限までにアンケートの回答を行うものとする。

アンケートの送付時期は以下のとおりとする。

- (1) 8月中（1回目）
- (2) 11月中旬～下旬（2回目）
- (3) 2月上旬（3回目）

アンケートの回答期限はアンケート送付の日から2週間以内とする。また、回答期限を経過しても回答がない場合は、担当課から個別に回答を依頼する。

6 ヘルメットの配布について

(1) ヘルメットの配布時期・場所

ヘルメットの配布は、9月～10月中に配布するものとし、配布方法及び配布場所等についてはモニターの方へ別途通知するものとする

(2) 配付時の本人確認

ヘルメット配付時には、学生証やマイナンバーカードなどで名前・住所等の本人確認を行うものとする

7 その他

- (1) ヘルメットは、仙台市が購入しモニターの方へ配布する
- (2) ヘルメットは指定のサイズ・色から選択できる
- (3) ヘルメットのサイズ・色について、仙台市へ応募申請後は変更できない
- (4) モニター応募申請申込に際して記載いただいた個人情報は仙台市において適正に管理し、本事業以外で使用しない
- (5) モニター期間中に住所や連絡先等に変更があった場合は、速やかに「8 問合せ先」へ申出なければならない

8 問合せ先

仙台市青葉区二日町 1-23 二日町第四仮庁舎 9階

市民局生活安全安心部 自転車交通安全課

電話：022-214-1075 自転車用ヘルメットモニター事業担当者あて